

強い農業づくりへの支援

強い農業づくり交付金（平成17年度～平成21年度）

1 趣旨

生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを支援するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、食品流通の効率化・合理化など、地域における川上から川下までの対策を総合的に推進します。

2 地域の課題解決への取組

事業実施主体は、「強い農業づくり」に向け、当該地域が抱える

- ①需要に応じた生産などによる**産地競争力の強化**
- ②担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積の促進などによる**経営力の強化**
- ③安全・安心で効率的な流通システムの確立などによる**食品流通の合理化**

の課題解決に向けた方向性と成果目標を設定し、その達成のために取組メニューから必要なものを選択します。

また、目標達成に必要な場合には、地域独自の事業メニューを実施することも可能となっています。

3 事業実施主体

県、市町村、農業協同組合、農業生産法人、担い手育成総合支援協議会、農業者が組織する団体など

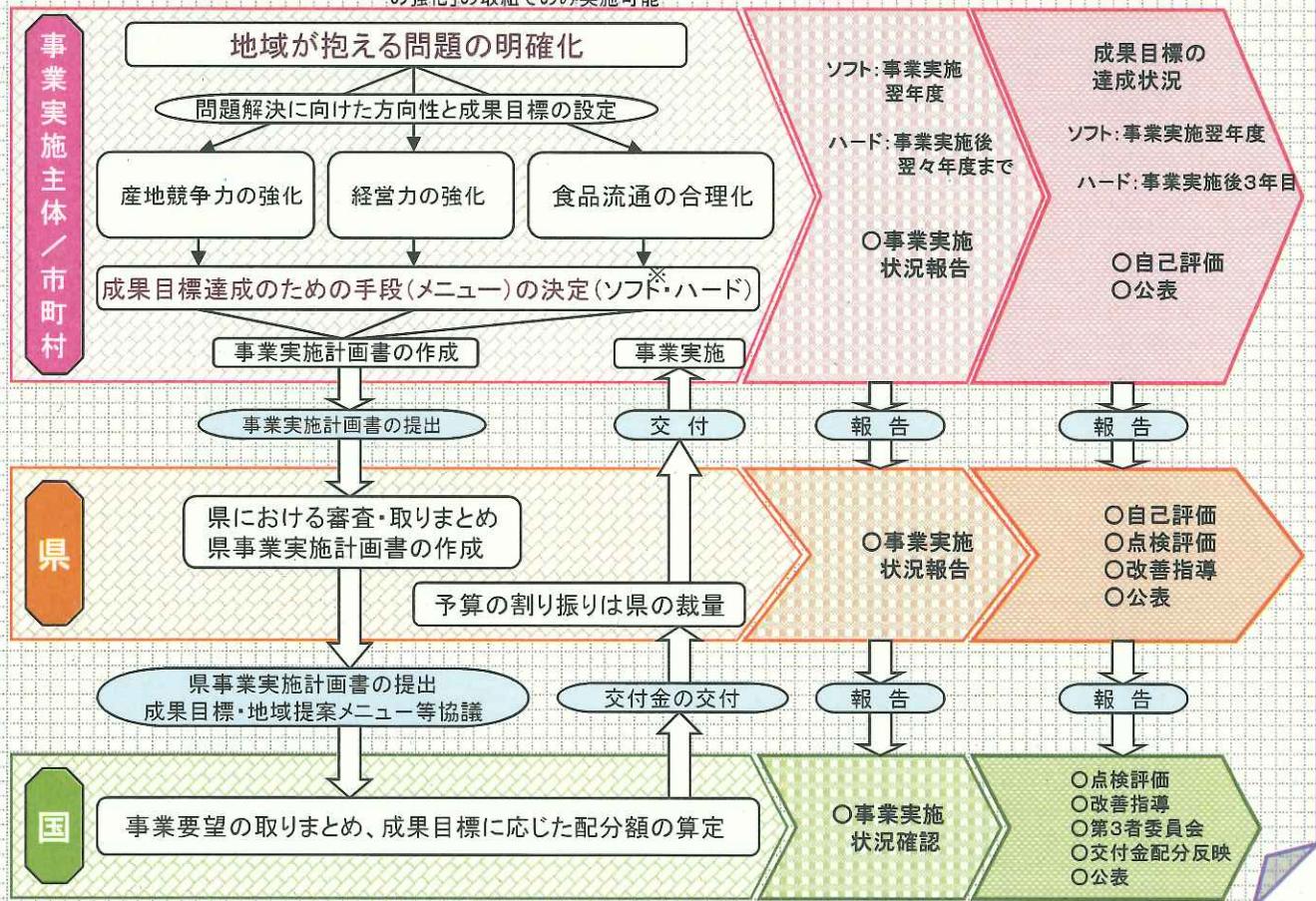
事業実施手続き

■事業実施までの流れ

※ソフト事業については、「経営力の強化」の取組でのみ実施可能

■事業実施状況報告

■事業評価



産地競争力の強化

産地の競争力の強化を図るため、①需要に応じた生産量の確保、②生産性の向上、③品質向上、④農畜産業の環境保全、⑤輸入急増農産物における国産シェアの奪回を具体的な政策目標とする取組を支援します。

取組のメニュー

整備事業

- 耕種作物小規模土地基盤整備
 - ・ほ場整備
 - ・園地改良
 - ・農道整備
 - ・優良品種系統等への改植・高接
 - ・暗きよ施工
 - ・土壤土層改良
- 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
 - ・水田飼料作物作付条件整備
 - ・飼料作物作付条件整備
 - ・放牧利用条件整備
- 飼料基盤条件整備
 - ・草地造成改良
 - ・草地整備改良
 - ・草地再生改良
 - ・野草地整備改良
 - ・放牧用林地整備
 - ・上記と一体的に行う施設の整備
 - ・土地利用円滑化

耕種作物共同利用施設整備

- ・共同育苗施設
- ・乾燥調製施設
- ・穀類乾燥調製貯蔵施設
- ・農産物処理加工施設
- ・集出荷貯蔵施設
- ・産地管理施設
- ・用土等供給施設
- ・農作物被害防止施設
- ・農業廃棄物処理施設
- ・生産技術高度化施設
- ・種子種苗生産関連施設
- ・有機物処理・利用施設

畜産物共同利用施設整備

- ・畜産物処理加工施設
- ・家畜市場
- ・家畜飼養管理施設
- ・畜産新規就農者研修施設
- ・飼料作物関連施設
- ・家畜改良増殖関連施設
- ・離農跡地・後継者不在経営施設

共同利用機械整備

施設等整備附帯事業

事業実施主体

[取組メニューにより限定される場合もあります。]

整備事業

- ・都道府県
- ・市町村
- ・農業協同組合連合会
- ・農業協同組合
- ・公社
- ・土地改良区
- ・農事組合法人
- ・農事組合法人以外の農業生産法人
- ・特定農業団体
- ・その他農業者の組織する団体
- ・消費者団体及び市場関係者
- ・事業協同組合連合会及び事業協同組合
- ・森林組合及び生産森林組合
- ・食品事業者
- ・特認団体

取組事例

平成17年度 強い農業づくり交付金

山形県 最上町 事業実施主体:新庄もがみ農業協同組合
集出荷貯蔵施設 1棟397.98m³ (アスパラガス)

【取組内容】

水田畑地化と園芸作物の導入推進のため重点作物として位置付け新たな生産地形形成を進めているアスパラガスについて、予冷・選果設備を有する集出荷貯蔵施設を整備することにより、調製作業等にかかる労働費や資材費を削減し、低コスト化を戦略とする生産強化計画の目標達成に向けて取り組む。



▲「集出荷貯蔵施設」

「計量結束機による作業」の様子▼

平成17年度 強い農業づくり交付金 岩手県

事業実施主体:社団法人岩手県農業公社
畑地転換20ha、細断型ロールベラー1台、
飼料運搬車1台(飼料)

【取組内容】

社団法人
岩手県農業
公社が事業
実施主体と
なり、基盤
整備と収穫・
調製用機械



▲「細断型ロールベラー」

の整備を行
い、近年、作付が減少している飼料用トウモ
ロコシの新たな生産体系の確立を図り、
地域の粗飼料生産を支援している。

交付率

交付金の交付率は定額(事業費の1/2以内、1/3以内、生産局長等が別に定める率又は額以内)

採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

整備事業

- ・成果目標の基準を満たしていること。
- ・受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。
- ・生産局長等が別に定める面積要件などを満たしていること。
- ・当該施設などの整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。
- ・共同利用施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。

など

経営力の強化

経営力の強化を図るため、①**担い手の育成・確保**、②**担い手への農地利用集積の促進**、③**新規就農者の育成・確保**を具体的な政策目標とする取組みを支援します。

取組可能なメニュー

①担い手の育成・確保

●推進事業

- ・農薬飛散防止技術の重点普及活動の実施
- ・情報収集活動の実施
- ・研修会などの開催

他

●整備事業

- ・担い手の育成・確保など地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤などの整備
- ・農業用機械の査定・処分
- ・高生産性農業用機械の新規導入
- ・小規模基盤整備・簡易な施設の整備

他

②担い手への農地利用集積の促進

●推進事業

- ・集落営農の組織化・法人化及び効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の利用集積の推進
- ・遊休農地の解消及び発生の防止等を図り、地域の農地の効率的な利用の確保

他

③新規就農者の育成・確保

●推進事業

- ・県農業大学校などにおいて、団塊世代や若者の就農促進のための研修教育課程のカリキュラム策定や、指導職員の配置などの実施
- ・若者・女性など新規就農者からの相談に対応できる体制の整備、実技研修や各種研修会などの開催

他

●整備事業

- ・県農業大学校などの研修教育施設、調査研究用施設及び地域段階における実践的個別技術の研修施設の整備

他

取組事例

平成18年度 強い農業づくり交付金

山形県 寒河江市 三泉地区

事業実施主体:三泉ライスセンター組合

乾燥調製貯蔵施設 1棟451.09m² (米)

【取組内容】

水稻について、清流寒河江川ブランドの確立を目指しているが、米からさくらんぼ等への作付転換や農業者の高齢化が進んでおり、水田農業を支える担い手の育成が急務となっているため、水田農業の基幹施設となるミニライスセンターを整備することにより、春作業から秋作業までを受託できる体制を整え、農作業受託等により地域農業の担い手を育成していく。



▲「乾燥調製貯蔵施設」

田農業の基幹施設となるミニライスセンターを整備することにより、春作業から秋作業までを受託できる体制を整え、農作業受託等により地域農業の担い手を育成していく。

平成18年度 強い農業づくり交付金

山形県 酒田市 袖浦地区 事業実施主体:そでうらファーム

大型コンバイン[6条98ps](米)



▲「大型コンバイン」

【取組内容】

従来から施設園芸が盛んな当地域において、水稻栽培の更なる効率化を図るためにオペレーター型の集落営農組織を設立し、大型機械を導入することで作業効率を改善するとともに品目横断的経営安定対策へ加入することで経営の安定を図る。

事業実施主体

[取組メニューにより限定される場合もあります。]

●推進事業

- ・都道府県
- ・農業会議
- ・青年農業者等育成センター
- ・特定非営利活動法人
- ・市町村
- ・農業委員会
- ・農業協同組合
- ・農業協同組合連合会

●整備事業

- ・都道府県
- ・市町村
- ・農業協同組合
- ・農業協同組合連合会
- ・土地改良区
- ・農業委員会
- ・農業者などの組織する団体
- ・第3セクター

[取組メニューにより限定される場合もあります。]

- ・地域担い手育成総合支援協議会
- ・青年農業者育成センター
- ・特定非営利活動法人
- 他

交付率

交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内、1／3以内、生産局長等が別に定める率又は額以内）

採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

●推進事業

- ・事業実施による**成果目標を定めていること**。
- ・生産局長等が別に定める要件及び基準などを満たしていること。

●整備事業

- ・**成果目標の基準を満たしていること**。
- ・生産局長等が別に定める要件を満たしていること。
- ・費用対効果分析により、妥当投資額を算定し、投資効率が1.0以上となっていること。

など



食品流通の合理化



食品流通の合理化を図るため、①安全・安心で効率的な市場流通システムの確立、②卸売市場の再編の促進を具体的な政策目標とする取組を支援します。

取組可能なメニュー

整備事業（卸売市場に係る以下の施設を整備）

- 売場施設
- 貯蔵・保管施設
- 駐車施設
- 構内舗装
- 搬送施設
- 衛生施設
- 食肉関連施設
- 情報処理施設
- 市場管理センター
- 防災施設
- 加工処理高度化施設
- 総合食品センター機能付加施設
- 附帯施設
- 上記の施設内容に準ずる施設
- 共同集出荷施設

事業実施主体

整備事業

- ・卸売市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体
- ・中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者
- ・中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者
- ・PFI法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者
- ・事業協同組合又は協同組合連合会
- ・前記に掲げる者が主たる出資者又は出元者になっている法人
- ・地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者になっている法人であって、卸売市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確定と認められる者
- ・特認団体

取組事例

平成16年度 中央卸売市場施設整備事業

宮城県 仙台市中央卸売市場食肉市場 事業実施主体:仙台市
加工処理高度化施設 1棟1,865.0m²(食肉加工場)

【取組内容】

部分肉の処理においては、牛・豚完全分離型の加工処理システムを採用し、施設をウンドレス構造として温度・衛生管理の徹底をはかる等、安全・安心で効率的な食肉供給に努めている。



▲「加工処理高度化施設」

交付率

交付金の交付率は定額（4／10以内、生産局長等が別に定める率以内）

採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

整備事業

- ・成果目標の基準を満たしていること。
- ・生産局長等が別に定める要件を満たしていること。
- ・当該施設整備のすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。
(ただし、総事業費が5千万円以上のものに限られるほか、中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者を除く。)

など

○強い農業づくり交付金の相談窓口

県や国の機関においては、次の部署で担当しております。

実施要綱など関係通知、詳しい内容は、ホームページをご覧になられるか、お気軽にご相談ください。

青森県 農林水産部 農林水産政策課
TEL 017-734-9457(直通)

岩手県 農林水産部 農産園芸課
TEL 019-629-5715(直通)

宮城県 農林水産部 農産園芸環境課
TEL 022-211-2844(直通)

秋田県 農林水産部 水田総合利用課
TEL 018-860-1788(直通)

山形県 農林水産部 農政企画課
TEL 023-630-2425(直通)

福島県 農林水産部 生産流通領域園芸振興グループ
TEL 024-521-7355(直通)

農林水産省 生産局 総務課 生産推進室(内線4717)
TEL 03-3502-8111(代表)

URL <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/seisantsaisaku/index.html>

東北農政局 生産経営流通部 農産課 担当:地域指導官(内線4089)
TEL 022-263-1111(代表)

URL <http://www.tohoku.maff.go.jp/sesan/setop.htm>



強い農業づくり交付金事業評価における達成率の計算方法について

目標年度における事業評価を行うにあたり、成果目標ごとの達成率の計算方法については、次のとおり定められている。

1 数量・率の増加（減少）等に関する目標

$$\text{達成率} = (\text{実績値} - \text{現況値}) / (\text{目標値} - \text{現況値}) \times 100$$

例 20-2 東部地区担い手集団

成果目標：田植10a当たりの燃油使用量を削減

現況値：1.7L、目標値：1.13L、実績値：0.78L

$$\begin{aligned}\text{達成率} &= (0.78 - 1.7) / (1.13 - 1.7) \times 100 \\ &= -0.92 / -0.57 \times 100 \\ &= \underline{\underline{161.4\%}}\end{aligned}$$

2 増加（減少）割合の抑制に関する目標

次の成果目標のみ該当

- | | |
|--------------|-------------|
| ・原油高騰（施設園芸） | 供給量の減少割合の抑制 |
| ・原油高騰（農業機械等） | 労働力の増加割合の抑制 |

現況値に成果目標基準の増加（減少）割合を加えた値を下限基準に設定し、下限基準からどれだけ目標値に近づけたかで達成率を算出する。つまり達成率は、実績が下限基準の場合0%、実績が目標値の時100%となる。

$$\begin{aligned}\text{達成率} &= \text{実績における下限基準からの増加（減少）数量} / \text{目標における下限基準からの増加（減少）数量} \times 100 \\ &= (\text{実績値} - \text{下限基準}) / (\text{目標値} - \text{下限基準}) \times 100\end{aligned}$$

例 20-2 東部地区担い手集団

成果目標：田植の労働時間の増加を抑制（10%以下）

現況値：3.2時間、目標値：2.8時間、実績値：1.18時間

$$\text{下限基準} = 3.2 \times (1 + 0.1) = 3.52$$

$$\begin{aligned}\text{達成率} &= (1.18 - 3.52) / (2.8 - 3.52) \times 100 \\ &= -2.34 / -0.72 \times 100 \\ &= \underline{\underline{325.0\%}}\end{aligned}$$